

ID: 3029

担当部署: 生活環境課

処分の概要	変更又は廃止の許可		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条第2項		
法令番号	昭和23年法律第48号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第2項の規定による。</p> <p>2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日